

「指定短期入所生活介護事業所」「指定予防介護短期入所生活 介護事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

福岡県指定 第4078800069

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5.6
5. 苦情の受付について	7.8
6. 個人情報の利用目的	8.9
7. 利用者の意見を把握する体制、第三者評価の実施状況	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 やまと医正会
(2) 法人所在地 福岡県柳川市大和町栄220番地の2
(3) 電話番号 0944-76-5555
(4) 代表者氏名 理事長 中村 勝昭
(5) 設立年月 平成8年12月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の概要 指定短期入所生活介護事業所
平成12年3月28日指定
福岡県 第4078800069
※当事業所は特別養護老人ホーム敬和苑に併設されています。

- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護は、介護保健法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 敬和苑
(4) 事業所の所在地 福岡県柳川市大和町栄220番地の2
(5) 電話番号 0944-76-5555
(6) 管理者氏名 野口 隆博
(7) 当事業所の運営方針

テーマ ～ 敬和苑は高齢者福祉サービスの拠点をめざします ～
基本方針
・利用者が満足し、喜ぶ質の高いサービスの提供
・働きがいのある職場づくり
・安全対策の完全実施

- (8) 開設記念日 平成9年2月1日

- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	24時間受付

(10) 利用定員 20名

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、2人部屋のご希望される場合は、その旨お申し出ください。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・整備の種類	室数	備考
2人部屋	3室	原則的に特養利用者用です。
4人部屋	4室	1階のスペースになりますが、状況に応じ2階の対応もできます。
合 計	5 (3) 室	
食 堂	1 室	以下は特養と兼用です。
機能訓練室	1 室	【主な設備機器】 オートヘルサー、温熱治療器 極超短波治療器
浴 室	2室	リフト浴槽、特殊浴槽 普通浴槽（超音波付き）
医務室	1 室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

☆居室に関する特記事項

全室トイレ、洗面所付きです。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しております。

※ 職員は全員、特別養護老人ホームと兼任しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 介護職員	25名	21名
3. 看護婦	4名	3名
4. 生活相談員	1名	1名
5. 介護支援専門員	1名	1名
6. 医師	1名（非常勤）	1名（兼任可）
7. 機能訓練指導員	1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

従業員の職種	勤務体制
1. 施設長（管理者）	常勤 9：00～18：00 1名
2. 介護職員	早番 6：30～15：30 3名 日勤 9：30～18：30 7～8名 夜勤 17：00～(翌)10：00 3名
3. 看護職員	早番 6：30～15：30 1名 日勤 9：30～18：30 1名
4. 生活相談員	常勤 9：00～18：00 1名
5. 介護支援専門員	常勤 9：00～18：00 1名
6. 医師	月・金曜日 14：00～16：00
7. 機能訓練指導員	常勤 9：30～18：30 1名
8. 管理栄養士	常勤 9：00～18：00 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 介護保健の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：30 昼食：12：00 夕食 18：00

②入浴

- ・入浴または清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・毎食後ごとに、口腔ケアを行い清潔保持と感染防止に努めます。

⑥身体拘束について

- ・身体拘束は、原則として禁止しています。
- ・緊急やむを得ない場合においては、管理者若しくは看護職員が主治医又は嘱託医等へ連絡を行い、御家族・医療機関・事業所にて協議の上一時的に行うことがあります。
又、解除する場合においても御家族・医療機関・事業所において協議します。
- ・緊急やむを得ず身体拘束を行った場合は、経過観察記録・身体拘束に関する説明書に記録するものとし、御家族及び医療機関・事業所の情報の共有化を遂行します。

(2) 〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：朝食 390円 昼食 555円 夕食 500円 （1,445円/日）

負担限度額			
利用者負担第1段階	利用者負担第2段階	利用者負担第3段階①	利用者負担第3段階②
300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日

多床室（4人部屋、2人部屋） 1日につき 915円

負担限度額		
利用者負担第1段階	利用者負担第2段階	利用者負担第3段階①②
0円/日	430円/日	430円/日

③散髪

毎月第1、第三、水曜日、美容師の出張による散髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：散髪 1回あたり 1,500円

④レクリエーション、バスハイク

ご契約者の希望によりレクリエーションやバスハイクに参加していただくことができます。行楽地等の入場料、記念写真等実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、下記方法にてご利用期間分の合計金額をお支払下さい。

ア. ご契約者・ご家族様の通帳からの引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合、原則としてサービス実施日前日までにサービス事業者に申し出下さい。

ご契約者の体調急変等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。

その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について(契約書第13条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

事務 横溝 美里

○受付時間 毎週月曜日～日曜日

9:00～18:00

○苦情解決責任者

施設長 鮎川 浩二

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

第三者委員会

久保 美知子 (連絡先 0944-76-0392)

小柳 楊 治 (連絡先 0944-76-4415)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部	柳川市三橋町正行431 電 話 0944-75-6301 FAX 0944-75-6340
国民健康保険団体連合会	福岡市博多区吉塚本町13番47号 電 話 092-642-7859 FAX 092-642-7856
福岡県運営適正化委員会	春日市原町3丁目1番7号 電 話 092-915-3511 FAX 092-584-3790

※ 当事業所では、苦情に対し第三者委員会の体制をとっております。

6. 個人情報の利用目的

『特別養護老人ホーム敬和苑』では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔事業所内部での利用目的〕

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービス。
- ・ 介護保険事務。
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ―入退所等の管理
 - ―会計・経理
 - ―事故等の報告
 - ―当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ―利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答。
 - ―利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合。
 - ―検体検査業務の委託その他の業務委託。
 - ―家族などへの心身の状況説明。

- ・ 介護保険事務のうち
 - 一 保健事務の委託
 - 一 審査支払機関へのレセプトの提出。
 - 一 審査支払機関又は保険者からの照会への回答。
- ・ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出など。

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - 一 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料。
 - 一 当施設において行われる学生の実習への協力。
 - 一 当施設において行われる事例研究。

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - 一 外部監査機関への情報提供

7. 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

意見箱等、利用者の意見等を把握する取り組み	あり
福岡県福祉サービス第三者評価推進機構からの第三者評価の実施	なし
〃 結果の公表	なし

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護

特別養護老人ホーム 敬和苑

説明者職名 管理者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

利用者名 _____ 印

身元引受人住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄)

敬和苑短期入所生活介護費（予防・要介護）

*介護職員等処遇改善加算Ⅱとして総単位数に13.6%を乗じて算定させていただきます。

*介護給付費算定に係る体制などに関する届出に基づき、設定するものとする。

*上記の給付単価、加算等の介護報酬の改定があった場合、事業所は当該サービスの料金を変更することができるものとします。

*利用料金は介護保険負担割合証の利用者負担割合をご確認下さい。

下記料金は、1割負担の料金を記載しています。

送迎加算	片道184円 *実施区域を越える場合は別途加算	
	① 実施区域を越え5km未満：70円	② 実施区域を越え5km以上：140円
	③ 実施区域を越え10km未満：220円	④ 実施区域を越え15km以上：330円

食事代 （1日）1,445円		
朝食 390円	昼食 555円	夕食 500円

居住費 （1日） 915円

散髪	カット：1,500円 *希望者のみ
----	-------------------

	予防		要介護				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
サービス提供体制加算（Ⅲ）	6円		6円				
夜勤職員配置加算Ⅲ	—		13円				
看護体制加算（Ⅰ）	—		4円 *空床利用時のみ加算				
看護体制加算（Ⅱ）			8円 *空床利用時のみ加算				
看護体制加算（Ⅳ）イ	—		23円				
サービスに係る1日あたりの自己負担	457円	567円	645円	714円	787円	857円	926円

敬和苑短期入所生活介護費（予防・要介護）

*介護職員等処遇改善加算Ⅱとして総単位数に13.6%を乗じて算定させていただきます。

*介護給付費算定に係る体制などに関する届出に基づき、設定するものとする。

*上記の給付単価、加算等の介護報酬の改定があった場合、事業所は当該サービスの料金を変更することができるものとします。

*利用料金は介護保険負担割合証の利用者負担割合をご確認下さい。

下記料金は、2割負担の料金を記載しています。

送迎加算	片道368円 *実施区域を越える場合は別途加算	
	⑤ 実施区域を越え5km未満：140円	⑥ 実施区域を越え5km以上：280円
	⑦ 実施区域を越え10km未満：440円	⑧ 実施区域を越え15km以上：660円

食事代 （1日）1,445円		
朝食 390円	昼食 555円	夕食 500円

居住費 （1日） 915円

散髪	カット：1,500円 *希望者のみ
----	-------------------

	予防		要介護				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	902円	1122円	1206円	1344円	1490円	1630円	1768円
サービス提供体制加算（Ⅲ）	12円		12円				
夜勤職員配置加算Ⅲ	—		26円				
看護体制加算（Ⅰ）	—		8円 *空床利用時のみ加算				
看護体制加算（Ⅱ）			16円 *空床利用時のみ加算				
看護体制加算（Ⅳ）イ	—		46円				
サービスに係る1日あたりの自己負担	914円	1128円	1290円	1428円	1574円	1714円	1852円

敬和苑短期入所生活介護費（予防・要介護）

*介護職員等処遇改善加算Ⅱとして総単位数に13.6%を乗じて算定させていただきます。

*介護給付費算定に係る体制などに関する届出に基づき、設定するものとする。

*上記の給付単価、加算等の介護報酬の改定があった場合、事業所は当該サービスの料金を変更することができるものとします。

*利用料金は介護保険負担割合証の利用者負担割合をご確認下さい。

下記料金は、3割負担の料金を記載しています。

送迎加算	片道552円 *実施区域を越える場合は別途加算	
	⑨ 実施区域を越え5km未満：210円	⑩ 実施区域を越え5km以上：420円
	⑪ 実施区域を越え10km未満：660円	⑫ 実施区域を越え15km以上：990円

食事代 （1日）1,445円		
朝食 390円	昼食 555円	夕食 500円

居住費 （1日） 915円

散髪	カット：1,500円 *希望者のみ
----	-------------------

	予防		要介護				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	1353円	1683円	1809円	2016円	2235円	2445円	2652円
サービス提供体制加算（Ⅲ）	18円		18円				
夜勤職員配置加算Ⅲ	—		39円				
看護体制加算（Ⅰ）	—		12円 *空床利用時のみ加算				
看護体制加算（Ⅱ）			24円 *空床利用時のみ加算				
看護体制加算（Ⅳ）イ	—		69円				
サービスに係る1日あたりの自己負担	1371円	1701円	1935円	2142円	2361円	2571円	2778円